

お客様各位

遠軽信用金庫

暗号資産交換業者及び資金移動業者への不正送金対策の強化について

平素より当金庫をご利用いただきまして、厚くお礼申しあげます。

さて、昨今、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、フィッシング詐欺等による不正送金事案等において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛に送金される被害が多発しています。

このような状況を受け、当金庫は、お客様の大切なご預金を守る対策として、下記の対策をさせていただきますので、ご理解とご了承をくださいますようお願い申しあげます。

記

1. 制限内容

暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座への口座名義とは異なる振込依頼人名に変更してお振込みを制限します。

【振込依頼人名変更の具体例】

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
エンシン タロウ	エンシン タロウ	振込可
	1 2 3 エンシン タロウ	
	エンシン ハナコ	振込不可

※ 振込依頼人名に預金口座名義が含まれる場合は、振込可となります。

2. 確認内容

暗号資産交換業者及び資金移動業者への窓口等でのご本人宛のお振込みにつきましても、取引目的や振込依頼人の本人確認をさせていただきます。

<参考>

- 警察庁ウェブサイト
「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」
<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>
- 金融庁ウェブサイト
「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

以上